

回 覧

各 位

滑川町教育委員会教育長 馬場 敏男
(公印省略)

文化財看板新設工事の実施について（お知らせ）

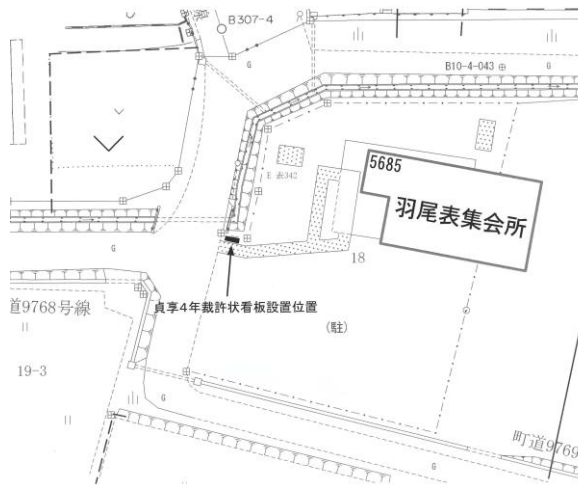
日頃より町の文化財保護行政に対し、多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、町教育委員会では文化財解説看板の新設工事を下記のとおり実施いたします。

看板については町指定文化財の解説看板となり、貞享四年裁許状と呼ばれる水争いに関する古文書で旧表村と平村に関する内容となります。設置場所は、下記のとおり表集会所敷地内を予定しております。御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

1. 工 事 名 文化財看板新設工事
2. 施 工 業 者 マツモト看板店 現場責任者 松本正 ☎0493-62-6400
3. 工事の期間 令和5年2月14日（火）から令和5年3月27日（月）まで
（上記の期間のうち、工事は1日位を予定しております。）
4. 工事の時間 8時30分から17時00分まで
5. 工事の場所 滑川町大字羽尾地内（表集会所敷地内）
（詳細は裏面を参照してください。）
6. 看板の内容 町指定有形文化財 貞享四年裁許状に関するもの
（詳細は裏面を参照してください。）



集会所敷地内看板設置予定箇所

滑川町指定
有形文化財

貞享四年裁許状
じょうきようよねんさいきよじょう

指定 平成二十九年九月一四日
所在 滑川町大字福田七六三―四
時代 江戸時代

貞享四年裁許状は、当時の市の川や五輪沼・猫谷沼などの用水をめぐる表村と平村の争いについて貞享四年（一六八七）九月二二日に奉行所から下された裁許状で表面に判決文、裏面に後々の証拠となるよう絵図面が描かれているものです。

絵図面には当時の民家や田畑など周辺の様子が描かれ、江戸時代から沼（ため池）の水を使用した農業が行なわれていたことを示し、貞享四年からこの地区における沼下や水利権がほとんど変わることなく続いていることを示しています。

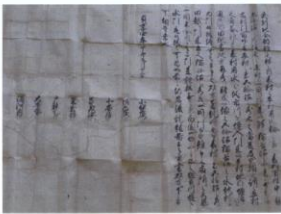
令和 五年 月

貞享四年裁許状表側 文章内容概要

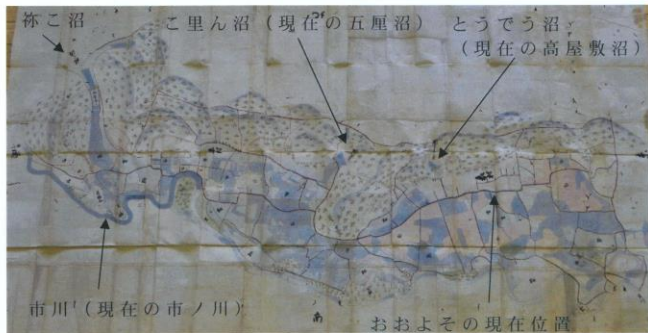
表村の百姓の申すことには、五輪沼の水は前々から平村と同じように引いてきたし、殊に猫谷沼の水については異論なく、山村でも引きとり農業用水として利用していた。ところが平村の者が五輪沼の水を止めたので、この夏は用水が不足し早稲の被害をうけてしまったと訴えがあり、これに対し平村の百姓が答えるには、表村の用水は市の川の裏から引いているのであり、この裏は平村地内を通ってはいないが、田地の方が高いため平村の用水には利用できない。したがって、五輪沼・猫谷沼の水を他村へ引かせたことは一度もないことであつた。

そこで奉行所において双方の申すところを説明したところ、表村の者は五輪沼の水を田越しに引いてきたし猫谷沼の水も同様だが、その水筋がはっきりしないし、水を引いていたという証拠もなかった。したがって、今後一切このことを論じてはならない。ただし市の川の裏から水を引くことは、これまで通りでよい。よつて、後々の証拠として絵図面に裏書をし双方へ下し置くら、必ず守るべし。

貞享四年九月二十一日



貞享四年裁許状表



貞享四年裁許状裏

滑川町教育委員会

看板内容

※一部変更となる場合があります。ご了承ください。